(3)　当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあっては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(4)　当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあっては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ　主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる書類

(1)～(3)　略

［削る。］

(4)・(5)　［略］

［十七～十九　略］

（指定親会社による書類の添付書類）

第二百八条の二十　法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

六　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七　［略］

（変更の届出）

第二百八条の二十二　法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　［略］

二　法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)～(3)　略

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6)　法第五十七条の二十第一項第一号（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

三　［略］

(4)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあっては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(5)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあっては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる書類

(1)～(3)　同上

(4)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(5)・(6)　［同上］

［十七～十九　同上］

（指定親会社による書類の添付書類）

第二百八条の二十　［同上］

［一～四　同上］

五　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

六　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七　［同上］

（変更の届出）

第二百八条の二十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

三　［同上］